

広島市告示第87号  
令和7年2月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 藤三光南店
  - (2) 所在地 広島市中区光南六丁目896番16
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社藤三  
代表取締役 藤村 重造  
広島県呉市広本町三丁目15番5号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社藤三  
代表取締役 藤村 重造  
広島県呉市広本町三丁目15番5
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年10月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,714平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
別紙1のとおり。
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
別紙2のとおり。
- 8 届出年月日  
令和7年2月25日
- 9 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所市民部区政調整課

1 0 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和7年2月27日から同年6月27日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

1 1 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

1 2 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年6月27日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

## 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	建物西側	37 台
2	建物屋上	66 台
	合 計	103 台
	届出台数	54 台

※ 駐車場整備台数 103 台の内 54 台を来客用の届出駐車台数とする。

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	建物北西側	32 台
	合 計	32 台
	届出台数	27 台

※ 駐輪場整備台数 32 台の内 27 台を来客用の届出駐輪台数とする。

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

No.	位 置	面 積
1	建物南東側	24 m <sup>2</sup>
2	建物北西側	24 m <sup>2</sup>
	合 計	48 m <sup>2</sup>

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.	位 置	容 量
1	建物南東側	6.5 m <sup>3</sup>
2	建物南東側	8.5 m <sup>3</sup>
	合 計	15.0 m <sup>3</sup>

## 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前 8 時 00 分	午後 10 時 00 分

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
2	午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位 置
1・2	2 箇所	出入口No.1 : 駐車場No.1 北西側
		出入口No.2 : 駐車場No.1 南西側
合 計	2 箇所	

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
2	午前 6 時 00 分から午前 9 時 00 分まで